会 議 開 催 結 果

1	会議の名称	平成 30 年度第 2 回富津市消防委員会
2	開催日時	平成 30 年 11 月 12 日
	河 压 口 "八	13 時 30 分~14 時 30 分
3	開催場所	富津市消防防災センター会議室1・2
4	審議等事項	機能別消防団員について
5	出席者名	(市議会議員)平野英男、山田重雄
		(学識経験者)萩野茂、髙橋勉
		(消防関係者)石井輝之、澤田正弘
		岩﨑消防長、宇山総務予防課長、牧野署長、
		松本分署長、角田主幹、庄司課長補佐、篠原副
		主幹
		加藤主査 (書記)
6	公開又は非公開の別	(公開) ・ 一部非公開 ・ 非公開
7	非公開の理由	
8	傍聴人数	0人(定員5人)
9	所管課	消防本部 総務予防課 総務係
		電話 0439 (88) 6402
10	会議録	別紙のとおり

消防委員会会議録

発言者	発 言 内 容
)L E E	<開会>
大司 無 巨 '	ウ却しなりよしたので、巡吐禾星人を払よをはていただ
庄司課長補佐	定刻となりましたので、消防委員会を始めさせていただ 、、、
	きます。
	司会進行をいたします、総務予防課の庄司です。よろし
	くお願いいたします。
	会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。
	< 資料確認 >
	本日の出席者の紹介
	それでは、ただいまから平成30年度第2回富津市消防
	委員会を開会いたします。
	始めに、平野委員長から御挨拶を頂戴したいと存じま
	す。
平野委員長	 消防委員会開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。
	│ │ 委員の皆さまには、公私ともお忙しいところ、出席をい
	 ただきありがとうございます。
	消防委員会は、消防に関する重要事項に関することや消
	防団員の服務及び待遇に関することについて調査、審議
	し、その結果を市長に答申することが、所掌事務とされて
	おります。
	本日は、機能別消防団員についてを議題としています。
	消防委員の皆さまには、忌憚のない御意見により、活発な
	議論をお願いしたいと思います。
	市民の安全、安心のため、この委員会が消防にとって有
	意義な委員会となるよう皆さまの御協力をお願いし、簡単
	ですが委員長の挨拶といたします。

庄司課長補佐

ありがとうございました。

続きまして、消防長から挨拶を申し上げます。

岩﨑消防長

消防委員の皆さまには、公私ともお忙しいところ、平成30年度第2回消防委員会に御出席を頂きありがとうございます。

また、本年度も君津支部消防団消防操法大会をはじめ秋の火災予防運動など、様々な行事に対して御協力を賜りましたことについて感謝申し上げます。

さて、本日の議題は、機能別消防団員についてとなって おりますが、委員の皆さまから、忌憚のない御意見をいた だけるようお願いし、簡単ではございますが挨拶といたし ます。

庄司課長補佐

これより議事に入りますが、会議録作成のため録音をさせていただきますので、御承知おきください。

それでは、富津市消防委員会条例第6条第1項の規定により委員会の会議は委員長が招集し会議の議長となる、とありますので、委員長に議長をお願いし進めさせていただきたいと存じます。

平野委員長よろしくお願いいたします。

平野委員長

本日の委員会の会議につきまして、富津市消防委員会条例第6条第2項の規定により委員定数の半数以上が出席 されておりますので、会議は成立いたします。最後まで円 滑な議事進行ができますよう御協力をお願いします。

さて、本委員会は富津市情報公開条例第 23 条第 4 項の 規定により、会議録の作成は義務付けられておりますこと から、会議録署名人を 2 名指名いたします。

名簿順にて指名することとなっておりますので、今回

は、髙橋委員、石井委員を指名いたします。

よろしくお願いします。

これより、議事にはいります。本日の議題は1件であります。機能別消防団員について諮問がありましたので審議いたします。

事務局から説明を求めます。

宇山課長

はい、委員長

平野委員長

宇山課長

宇山課長

それでは、機能別消防団員につきまして私から説明をさせていただきます。

始めに、検討の経緯について説明いたします。

資料 現行例規等綴りの13ページを御覧ください。

消防団は、自助、共助の精神を持ち合わせた方々によって組織され、地域の災害に即応できる集団として期待されていますが、近年、人口の高齢化などにより消防団の入団者が減少し、各分団に欠員が生じております。

13ページは、現在の所属別人員数一覧表となりますが、 定数 552 名に対し、実員 440 名、欠員が 112 名で定員に対 して欠員の多い分団部は、第 1 分団第 1 部で 23 人、次い で第 6 分団第 1 部で 19 人となっています。

また、地域によっては欠員が慢性化しているため、数年前からOB団員を活用した機能別消防団員について研究してまいりました。

平成29年2月に実施した消防委員会におきましても、 女性消防団員を含め、機能を限定した消防団員について国 の動向や市の考え方について説明しておりますが、平成30 年3月から消防団本部役員と分団長により、組織等検討委 員会、車両等検討委員会、活動等検討委員会の3つの委員会を立ち上げ、処遇や機能別消防団などの導入について検討してまいりました。

そして9月28日には、検討委員会からの中間報告もありその後の団本部会議で議論を重ね、平成31年4月からの入団にあわせて機能別消防団員制度を導入することで、現在欠員となっている地域をカバーしていただこうとするもので、消防団本部として導入について推進することを内部決定したものであります。

消防本部では、これら消防団の決定を具現化するため、 条例や規則などの関係規定を整備が必要となり、事務局案 として取りまとめました。

今日は、消防委員会においてその内容の審議、検討をお 願いしようとするものであります。

今日の説明の要旨は次のようなことであります。

始めに、現在の消防団員を、基本団員として位置づける とともに機能別団員と区別すること。

機能別団員は、消防団員として、公務災害補償など基本団員と同等であること。

報酬については、基本団員とは別の支払い方法とすること。

機能別団員に貸与する被服について定めることなどで あります。

それでは、資料例規改正(事務局案)と書かれた新旧対 照表資料に沿って説明させていただきます。

この事務局案につきましては、本日皆様に内容説明する ためのもので、今後総務部総務課と協議を進めていく中 で、記載方法が変更となることもありますので御承知おき ください。

また、現行例規等の資料につきましては、検討の参考と

して御活用頂ければと考えております。

始めに事務局案 1 ページ、条例の改正内容について説明 いたします。

右半分が改正案となりますので御覧ください。

第1条では、これまで、千葉県市町村総合事務組合に委託してたことで条例規定していなかった、公務災害補償、 退職報償金についてこの改正に併せ目的に追加したものです。

第2条では、団員をその役割に応じて 2つの種類に分類するもので、これまでの団員を第1号の基本団員、第2号を機能別団員とし従事すべき消防事務の範囲を限定して任用される団員といたしました。

従事すべき消防事務の範囲については後ほど御説明い たします。

改正後の第4条では、団員の定員を定めていますが、改 正前と同様に機能別団員を含めて552名となります。

次に3ページを御覧ください。

第 11 条の報酬、第 2 項で機能別団員の報酬を記載していますが、第 2 項記載のとおり出動 1 日につき 1,000 円の報酬を支払おうとするものであります。

4ページを御覧ください。

第 15 条の出動手当ですが、基本団員、機能別団員とも 1 回 1,000 円としています。

第16条については、公務災害補償について

第17条については、退職報償金について

追加しようとするもので、従来から千葉県市町村総合事務 組合に事務委託していたものであり、保障内容等が変わる ものではありません。

次に消防団組織等に関する規則の改正部分を説明いたします。

5ページを御覧ください。

右側第3条は、新たに基本団員と機能別団員の職名を表にしたもので、それぞれの階級、職名、定数を記載しました。

機能別団員の定員につきましては、第3条下から2行目のただし書きのとおり団員定数の3割を上限にしていこうとするものであります。

6ページを御覧ください。

表の下段団員の欄ですが、機能別団員はこの表のとおり 分団の部に団員という立場で所属することを表していま す。

また、定数は基本団員と合わせて従来どおり396名としています。

次の第4条では、機能別団員は、基本団員としての経験年数8年以上、班長以上を経験した者、又は団長が必要な知識、技能を認めた者とし、年齢は70歳未満、消火活動ができる体力を有することとしております。

7ページを御覧ください。

第5条で、団員の任期は2年、第6条第8項では、機能 別団員の従事すべき消防事務について定めています。

第8項第1号として、所属分団が出動する消火活動や大 規模災害時の災害対応活動、その他第2項として消防団長 が特に必要と認めた場合に出動できるものとしています。

次に10ページを御覧ください。

第15条で団員の教養訓練について記載しています。

機能別団員の教養訓練は所属分団長の責任において実施することとし、一人一人のニーズに合わせた訓練を行って頂くものであります。

17ページを御覧ください。

消防団員の被服に係る改正となります。

これまでの貸与内容は左側の別表になりますが、一つの表で全ての団員に適用していたもので、改正案では、機能別団員への貸与品の追加と合わせて、消防団の車両等検討委員会で検討した被服の追加について反映させたものとしています。

19ページを御覧ください。

機能別団員に貸与するものとしては、安全帽、救助用半 長靴、耐切創性手袋としております。

以上で、機能別消防団に係る内容の説明とさせていただきます。

平野委員長

事務局の説明が終わりました。

それでは、項目別に検討したいと思います。

初めに、機能別消防団員の導入について、従事する事務、報酬を含め御意見をお願いします。

澤田委員

はい、委員長

平野委員長

澤田委員

澤田委員

検討委員会でも議論しているが、出動費について、改正 案でも 1,000 円だが、今後、変更は可能か。

また、国から補助金等が支出されているが、市ではどのように活用しているのか。

宇山課長

報酬や出動手当は、国から市町村に地方交付税として、 算入されています。しかし、支給されている報酬、出動手 当は基礎となる交付税単価の金額より低い状況であり、国 から引揚げが強く求められています。

消防団員の検討委員会で今後も議論していきますが、そ

の結果を消防委員会に諮り条例の改正案を提出することができます。

今回は、その段階まで、議論がまとまっていないので、 提案はできておりませんが、今後、議論の進捗状況を見な がら、提案していきたいと考えております。

澤田委員

はい、分かりました。

平野委員長

その他、意見がありましたら、お願いします。

萩野委員

はい、委員長

平野委員

萩野委員

萩野委員

OB団員の活用については賛成ですが、人数の目安はどのように考えたのか。

宇山課長

はい、委員長

平野委員長

宇山課長

宇山課長

OB団員を活用するあたって、消防本部で持っているデータを活用し、人数を出してあります。

ただいまの御意見については、条例の規定事項ではない ため、議会の議決を得なくても行えます。

今後、機能別団員制度を実施していく中で、変更も可能となります。

澤田委員から意見がありました、1日の報酬の適正なのか、その部分について、意見がいただければと思います。

萩野委員

分かりました。

報酬については、現団員と同じで1,000円で良いと思います。

宇山課長

はい、委員長

平野委員長

宇山課長

宇山課長

分かりにくい説明ですが、これまで年俸制でやっていた、基本団員とは別に1回の出動で1日1,000円の報酬と併せて、別に出動手当1,000円の支払いをしていきます。

機能別団員の立場は、消防団員としての立場になります ので、公務災害の補償等、今までの団員と同じように受け ることができます。

石井委員

はい、委員長

平野委員長

石井委員

石井委員

報酬は、1日1,000円ですか、1回1,000円ですか。

宇山課長

報酬については、1日としています。

これまで、年俸制の基本団員と同じような考え方で、日 額制としております。

出動手当については、出動区分も色々ありますが、これまでどおりの条例を引用しまして、1回当たり1,000円とさせて頂いています。

分かりにくいですが、報酬額は日額で考えています。

石井委員

分かりました。

平野委員長

その他、委員の皆さんいかがですか。

この後、項目ごとに分けて、次は入団要件について、貸 与品について、最後に、機能別消防団員、全般について、 一つ一つ意見をお聞きします。

報酬、事務に関してはどうですか。

各委員

〈意義無しの声あり〉

平野委員長

異議が無いということなので次に移ります。

機能別消防団員の入団要件ついての意見あればお願いします。

先ほど課長から説明がありましたが、基本団員としての経験年数が8年以上、班長以上を経験した者、又は団長が必要な知識を有するものとして認めた者とし、年齢は70歳未満、消火活動ができる体力を有する者と説明がありました。

このようなことを踏まえ、また関連して何か意見がありましたらお願いします。

萩野委員

はい、委員長

平野委員長

萩野委員

萩野委員

入団要件については、経験年数の他に、団長が認めた者 とありますので対応が可能かと思い良いと思います。

平野委員長

項目ごとに、意見を頂いていますが、最後に全般について、意見は伺いますので、前の質問に戻っても構いません。

この入団要件についてはよろしいですか。

〈意義無しの声あり〉

髙橋委員

各委員

平野委員長

はい、委員長

髙橋委員

髙橋委員

例えば、7分団1部、2部の定数が30名のところ、18名、23名となっているが、OBを3割り入れてこの定数を保てればいいのか。6分団1部のように1個部しかない分団対し7分団のように2個部ある分団は、分団として部を統合して人数をそろえればいいのか。3割を限度とせずに、OBをたくさん入れて良いのか、少し分かりにくい。

宇山課長

はい、委員長

平野委員長

宇山課長

宇山課長

欠員の状況が違う中で、部の統合や定数の見直しは、しないのかと言う質問でよろしいですか。

髙橋委員

はい。

宇山課長

今回の、条例、規則の改正では、定数、統合の検討は行っていません。まず、機能別団員制度を導入して、現状が改善しない場合は定数や統合の改善が必要だと思います。

機能別団員制度を実施する前から定数を下げると充足率は一時的には 100%になりますが、年数が経過すると定数に届かないところが出てきます。

機能別団員を団員定数の3割と規定することにより各分団が柔軟に対処できるようにしています。

なお、分団部の定数は、規則の中で、運用できるように していますので、今後、消防団と検討しながら決めていき ます。 髙橋委員

はい、委員長

平野委員長

髙橋委員

髙橋委員

小学校、中学校が統合している中 10 年後、子供が地元 に残って頂ければいいですが。

あっという間に 10 年が経ってしまいますので、考えて いただければと思います。

平野委員長

入団の要件については、全般的な意見のところで質問して頂いても構いませんので、次の質問に移ります。

貸与品について、御意見をお願いします。

澤田委員

はい、委員長

平野委員

澤田委員

澤田委員

貸与品のなかで、耐切創手袋ですが、貸与年数が 10 年ですが、製品として 10 年が確保できるのか。

宇山課長

手袋の年数ですが、繊維が、ガラスなど切れやすいものに強い代わりに、特性上、紫外線には弱く、紫外線に当たっていると経年劣化がより進み、10年は持たない可能性もあります。

これまでの規則で、年数は定めず使用に耐えないときとしていたが、分かりやすく年数で表記しました。

規則は、市長が定めることができますので、必要に応じて修正してまいりたいと考えております。。

澤田委員

分かりました。10年と表記してあるが、交換が可能であれば構いません。

平野委員長

貸与品について、その他、御意見ございますか。

各委員

〈意見無しの声あり〉

平野委員長

次に、機能別消防団員の全般について意見はありますか。

石井委員

はい、委員長

平野委員長

石井委員

石井委員

半長靴が編上げ靴となっているが、長靴型の半長靴の方が、すぐに出動できると考えているがどうでしょうか。

宇山課長

はい、委員長

平野委員長

宇山課長

宇山課長

補助金の安全装備品の補助として一部お金をいただい ているため、救助用半長靴としています。

石井委員

分かりました。

平野委員長

機能別消防団員の全般について、その他、意見等ありましたらお願いします。

各委員

特に意見はありませんか。

〈意見無しの声あり〉

平野委員長

機能別消防団について、審議していただきましたが、事

務局が提出した改正案で良いか、修正が必要か、伺います。 事務局案でよろしいか。

各委員

〈意義無しの声あり〉

平野委員長

それでは、事務局案のとおりとし答申します。

それでは、議事は終了しますが、その他として事務局からは何かありますでしょうか。

庄司課長補佐

事務局からはありません

平野委員長

委員の皆様から何かありますか。

各委員

〈特に無しの声〉

平野委員長

何も無いようですので会議を終りに致します。

委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力頂きありがと うございました。

進行を事務局にお返しします。

庄司課長補佐

ありがとうございました。

以上をもちまして消防委員会を閉会いたします。

〈閉会〉